

井原市商工業借入資金利子補給金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者が借り入れた設備資金又は運転資金に係る利子の一部を補給することにより借入者の利子負担を軽減し、もって市内の中小企業の振興及び発展に寄与することを目的とする。

(利子補給事業)

第2条 市長は、株式会社日本政策金融公庫による小規模事業者経営改善資金及び本市による制度融資により、設備資金又は運転資金を借り入れた中小企業者に対し、予算の範囲内で当該資金に係る利子の一部を補給金として交付する。

(対象者)

第3条 前条の利子補給金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者で、市長が適当と認めた者とする。

- (1) 市内で1年以上継続して商工業を営んでいる者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 前条の融資金について事故がなかった者

(補給率及び期間等)

第4条 利子補給金は、補給対象支払利息に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、年間借入利率（約定利率）が法定利率を超えるときは、補給対象支払利息は、法定利率の2分の1を限度とする。

- 2 前項の規定により得た額に、1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。
- 3 利子補給の期間は、第2条の資金の借入れを行った日から7年以内とする。
- 4 利子補給の対象となる借入金の額は、借入金額のうち2,000万円を限度とする。

(承認等)

第5条 利子補給金の交付を受けようとする者は、当該資金借入れの日の属する月の翌月末までに井原市商工業借入資金利子補給金承認申請書（様式第1号）に、井原商工会議所（以下「商工会議所」という。）又は備中西商工会（以下「商工会」という。）の意見を付し、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 市税完納証明書
- (2) 融資決定状況通知書の写し
- (3) 支払額明細書の写し

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに必要な調査を行い、補助承認の可否について、井原市商工業借入資金利子補給金承認（不承認）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(借入条件の変更)

第6条 前条第2項において補給承認を受けた者は、金融機関において、貸付条件が変更さ

れたときは、速やかに井原市商工業借入資金条件変更報告書（様式第3号）に、変更後の支払額明細書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（交付申請）

第7条 第5条第2項の規定により承認を受けた者（以下「申請者」という。）が補給金の交付を受けようとするときは、毎年1月1日から12月31日までの期間に係る利子補給金額について、市長が別に定める日までに井原市商工業借入資金利子補給金交付申請書兼納付状況確認同意書（様式第4号）に、支払済額明細書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、適当であると認めたときは、井原市商工業借入資金利子補給金交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（補給金の請求）

第9条 前条の規定により補給金の交付決定を受けた者は、井原市商工業借入資金利子補給金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補給金の支払）

第10条 市長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに支払うものとする。

（補給の打ち切り等）

第11条 市長は、当該補給に係る資金を借り入れた者が、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、補給を打ち切り、又はその全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 借入金を目的外使用したとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により補給金の交付を受けたとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

（提出書類）

第12条 この要綱に基づく市長への提出書類は、全て商工会議所又は商工会を経由するものとする。

（見直し）

第13条 市長は、この要綱の施行後3年ごとに、当該事業の有効性について確認し、検証し、及び見直すものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、井原市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱（平成24年井原市告示第19号）及び井原市元気応援商工業借入資金利子補給金交付要綱（平成25年井原市告示第28号）の規定により、利子補給の承認を受けている者に対する第4条第4項に規定する利子補給の対象となる借入金の額については、2,000万から既に承認された借入金を控除した額とする。

(利子補給の対象となる融資の特例)

- 3 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、株式会社日本政策金融公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付及び新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者経営改善資金融資、株式会社商工組合中央金庫による危機対応資金並びに岡山県による制度融資のうち、経済変動対策資金、危機対策資金については、第2条の規定にかかわらず利子補給の対象となる融資とする。

(利子補給の対象となる借入金の額の特例)

- 4 前項の融資を利用し資金を借入れた者については、第4条第4項に規定する利子補給の対象となる借入金の額に、1,000万円を加算する。